

資料 8
(国保連合会)

障害福祉サービス費等の請求システムについて

愛媛県国民健康保険団体連合会

◆目次◆

I	電子請求についての概要	P	2
1.	電子請求受付システム	P	3
2.	電子証明書	P	3
3.	電子請求における留意事項	P	4. 5
4.	通知文書	P	5
5.	エラーコード（返戻理由）について	P	6~15
II	電子請求受付システム利用にあたって行う準備作業	P	16
III	電子請求受付システム等に関するお問い合わせ	P	17

I 電子請求についての概要

- ◆ 障害者総合支援給付費の請求はインターネット請求のみとなります。
- ◆ インターネット請求を行うには、「電子請求受付システム」ログイン用のID及びパスワード（※1）、電子証明書が必要となります。
- ◆ 請求書、明細書、契約情報、サービス提供実績記録票、利用者負担上限額管理結果票の情報（以下「請求情報」という）の作成および送信は、国保中央会より無償で提供される「簡易入力システム」を使用して行うことができます。（※2）
- ◆ 毎月1日～10日までが請求受付期間（※3）となります。一度送信した請求について誤り等があった場合は「電子請求受付システム」上で、「取下げ」を行い再度送信することが可能です。
- ◆ 毎月概ね5～10日の仮審査期間中は、重複請求、規定外コードの使用など簡易なエラーについて、「仮審査処理結果票」によりお知らせします。（電子請求受付システムで確認できます。）
- ◆ インターネットで送信された請求情報は、「電子請求受付システム」を経由して国保連合会に送信されます。
- ◆ 国保連合会へ届いた請求情報はその後、一括して市町へ送られ市町での審査ののち、支払額等が決定されます。
- ◆ 支払決定額通知を含めた各通知文書については、月末に事業所へ送信されますので、電子請求受付システムよりダウンロードしてください。

※1) 「電子請求受付システム」にログインするためには、国保連合会より郵送される「電子請求登録結果に関するお知らせ」が必要となります。

※2) 請求情報の作成は市販のソフトウェア（他システム）を使用することもできます。この場合は、他システムで作成した請求情報を取り込み、送信を行う「取込送信システム」を使用します。（取込送信システムについても電子請求受付システムよりダウンロードできます。）

※3) 請求受付期間については、毎月10日が締め切りです。愛媛県国民健康保険団体連合会のホームページに年間スケジュールを掲載しておりますので参照ください。

1. 電子請求受付システム

事業所より請求を行うための全国共通の標準システムです。

電子請求に関わることのほとんどは「電子請求受付システム」より行います。また請求以外にも次のようなことが可能です。

- (1) 「簡易入力システム」「取込送信システム」のバージョンアップ版を含むダウンロード
- (2) 各種マニュアルのダウンロード
- (3) 国保中央会及び国保連合会よりのお知らせの確認
- (4) 請求送信後、請求情報の到達確認及び取下げ依頼
- (5) 電子証明書の申請（更新申請含む）及び発行後のダウンロード
- (6) 電子証明書発行用パスワードの再発行申請
- (7) 期限切れのログインパスワードの変更手続
- (8) 通知文書の取得等
- (9) ユーザ情報：自事業所情報（基本情報、サービス情報）の参照（平成30年5月から）

2. 電子証明書

インターネットでの請求であるため、請求が真に名義人によってなされたものであるかを確認するため、事業所が保持するこの証明書により電子署名を行い、それを自動的に添付し請求する仕組みとなっています。

- (1) 発行申請は「電子請求受付システム」より行います。
- (2) 証明書が発行されると、電子請求受付システムへ通知されますので、ダウンロード及びインストールを行ってください。
- (3) 請求のほか、通知文書を取得するためにも必要であり、あらかじめ使用されるパソコンにインストールをしておく必要があります。
- (4) 有効期間は3年間です。その後は更新申請が必要となります。
- (5) 事業所番号または代理人番号毎に必要となります。発行手数料については、障害者総合支援証明書は7,800円（3年間）、介護・障害共通証明書は13,900円（3年間）です。

3. 電子請求における留意事項

- (1) 「簡易入力システム」および「取込送信システム」のバージョンについて
 - ・平成30年4月報酬改定に伴い、平成30年4月23日に「簡易入力システムVer. 2. 22（障害福祉サービス、障害児支援）」がリリースされていますが、必ず本リリースにおける更新プログラムをインストールしてください。平成30年5月請求からはインストールが必須となっています。
- (2) 電子請求受付システムにおける動作環境について
 - ・簡易入力システム（Ver. 2. 22）において、Windows Vista等のOSについては動作保障ができません。そのため、必ず動作環境を満たしたOSのパソコンを用意する必要があります。動作環境の詳細については電子請求システムの【動作環境】画面を参照ください。
 - ・Windows10を利用の場合、請求に使用する端末でVer1803にアップデートが実施されると、簡易入力システムにおいて、和暦／西暦が正しく変換されず、日付情報の表示及び登録が正しく行われなくなる可能性があります。平成30年5月7日に、すでにWindow10（Ver. 1803）のアップデートが行われていた場合の対応として、暫定的な新元号のレジストリ情報を確認及び削除するツールを電子請求受付システムのお知らせに掲載し、周知しています。

【電子請求受付システム（<https://www.jshien.e-seikyuu.jp/Shinsei/main>）に掲載のお知らせ】

平成30年5月1日付「【重要】Windows10での暫定的な新元号の追加に伴う影響について」

平成30年5月7日付「【重要】Windows10での暫定的な新元号の追加への対応について」
- (3) 電子請求受付システムの各種マニュアルの活用について
 - ・電子請求受付システム内の「マニュアル」には、電子請求受付システムの導入マニュアルや操作マニュアル、簡易入力システムや取込送信システムの操作マニュアル等が掲載されていますので、不明点があれば各マニュアルを御参照下さい。また、紛失等による電子証明書発行用パスワード再発行の方法について多くの問い合わせをいただいておりますが、電子請求受付システムの操作マニュアル（事業所編）第2. 14版の91ページから96ページに掲載されています。ただし、証明書を再発行し、使用した時点で発行手数料が必要となりますので紛失しないよう御注意下さい。
- (4) 電子証明書の発行申請について
 - ・更新申請は、新設時にされた処理と同様の手続となります。
 - ・有効期間終了前に発行申請を促すお知らせのメッセージが表示されるようになります。新たに発行される電子証明書は、現在有効の電子証明書の終了年月日の翌日から有効となりますので、メッセージが表示されたら早めに発行申請を行って

ください。

- ・ 有効でない電子証明書により請求送信を行った場合、送信完了後にエラーとなり、国保連合会に到達しません。

(5) 請求情報送信時の注意点について

- ・ 正常に送信が完了された後、エラーとなる場合があります。送信後には必ず「到達」確認を行ってください。到達確認を行わず、到達エラーとなったままの場合、サービス費の請求ができていないこととなり、支払いが行われません。

(6) 請求時の点検機能の強化について（平成30年度から）

- ・ 請求に際して、サービス提供事業所は国保中央会提供の簡易入力システム等を利用して作成した請求情報を、電子請求受付システムに送信します。市販のソフトウェアなど簡易入力システム以外により請求情報を作成した場合は、国保中央会提供の取込送信システムにより電子請求受付システムに送信します。簡易入力システム・取込送信システムでは、請求情報の作成時・送信時に、点検を実施していますが、平成30年度から、さらに詳細なチェックを実施したり、エラーメッセージをわかりやすくしたりするなど、点検の機能が強化されています。

4. 通知文書

事業所が送信した請求情報は、国保連合会における審査及び市町における審査を行い、その結果として「障害福祉サービス費等支払決定額通知書」「障害福祉サービス費等支払決定増減表」「返戻等一覧表」等を作成し、電子請求受付システムで通知します。

原則、請求月の月末に通知を行います。

【通知文書一覧】

国保連合会より、通知される帳票は以下のとおりです。

- (1) 障害福祉サービス費等支払決定額通知書
- (2) 障害福祉サービス費等支払決定増減表
- (3) 返戻等一覧表
- (4) 障害福祉サービス費等支払決定額内訳書
- (5) 障害福祉サービス費等過誤決定通知書
- (6) 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額のお知らせ

※通知文書の保管期間は、すべての通知文書を取得し、状況が「完了」となってから3ヶ月となります。そのため、通知される帳票については紙、他媒体で保存されることを推奨します。

5. エラーコード（返戻理由）について

(1) よくあるエラーについて

「返戻等一覧表」で多くみられるエラーコード（返戻理由）には次のような項目があります。

平成 30 年 5 月請求分からは、契約情報の提出が任意であった通所系サービスについても契約情報の提出を必須としており、チェックを行っています。

コード	内容	考えられる原因	対象種別
EC01	受付: 該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています	同月に受付した請求情報内で同一の基本情報(受給者情報等)を持つ請求情報が存在している。	全
EC02	受付: 該当の情報は既に受付済、または情報内で重複する情報が存在しています	同月に受付した同一請求情報内で同一の明細情報(サービス情報等)が存在している。	全
EC08	受付: 該当の利用者負担上限額管理結果票は既に受付済です	上限額管理結果票の情報作成区分が「1:新規」の場合で、同一の基本情報(受給者情報等)が既に存在している。	利
ED01	資格: 該当の請求情報は既に支払確定済です	同一の基本情報(受給者情報等)を持つ請求情報(支払済)が存在している。	明・サ
ED02	資格: 該当の請求情報は既に支払確定済です	同一の請求情報(受給者情報等)を持つ請求情報(支払済)が存在している。	計
EG01	資格: 障害児支援受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません	請求された受給者証番号が、該当の市町村の受給者台帳に存在していない。(障害児支援)	明・計 利・サ
EG02	資格: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません	請求された受給者証番号が、該当の市町村の受給者台帳に存在していない。(障害福祉)	明・計 利・サ
EG03	資格: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求されたサービス内容が、該当の受給者台帳(支給決定情報)に存在していない。(障害福祉)	明・計・サ
EG07	資格: 障害児支援受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求されたサービス内容が、該当の受給者台帳(支給決定情報)に存在していない。(障害児支援)	明・計・サ
EG12	資格: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限月額情報が登録されていません	請求されたサービス提供年月が、受給者台帳の利用者負担上限月額管理情報・利用者負担上限月額情報の有効期間外である。	明・利
EG13	資格: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求情報の日数情報、契約情報、サービス提供実績記録票情報内の日付が、受給者台帳の該当サービスの支給決定期間外である。	明・計・サ

コード	内容	考えられる原因	対象種別
EG17	資格:上限額管理対象外の受給者です	請求明細書に上限額管理事業所番号が設定されている、または利用者負担上限額管理結果票が提出されたが、該当の受給者台帳に利用者負担上限額管理情報が存在していない。	明・計・利
EJ16	受付:請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果」と「管理結果額」の関係が不正です	<p><上限額管理事業所の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理結果が「1」の場合、管理結果額が①※より大きい。 ・管理結果が「2」の場合、管理結果額と上限月額調整※の値が異なる。 ・管理結果が「3」の場合で、上限月額調整※の値が①※より大きい場合、管理結果額と調整後利用者負担額が異なる。 ・管理結果が「3」の場合で、上限月額調整※の値が①※以下の場合、管理結果額と上限月額調整※が異なる。 <p><上限額管理事業所以外の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理結果が「1」の場合、管理結果額が設定されている。 ・管理結果が「2」の場合で、上限月額調整※の値が①※より大きい場合、管理結果額と調整後利用者負担額が異なる。 ・管理結果が「2」の場合で、上限月額調整※の値が①※以下の場合、管理結果額と上限月額調整※の値が異なる。 ・管理結果が「3」の場合で、上限月額調整※の値が①※より大きい場合、管理結果額が調整後利用者負担額より大きい。 ・管理結果が「3」の場合で、上限月額調整※の値が①※以下の場合、管理結果額が上限月額調整※の値より大きい。 <p>※ ①…利用者負担上限月額 ②…利用者負担額(1割相当額) 上限月額調整…①②の内少ない額</p>	明
PP19	支給量:実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません	提出されたサービス提供実績記録票に該当する請求明細書が存在していない。	サ

サ…サービス提供実績記録票、請…請求書、明…請求明細書(契約情報含む)、利…利用者負担上限額管理結果票、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書

(2)「警告」から「エラー(返戻)」移行について(平成30年下期以降、段階的に)

平成30年11月請求分より毎月10日の請求締め切り前に行う「仮審査」により通知される「仮審査処理結果票」において、今後返戻対象となるエラーコード(現在は「警告」でエラーメッセージに★が表示)は下記のとおりです。(第一段階)

従来、「警告」とされていたコードのうち、事業所台帳や受給者台帳との不一致等、明らかにデータ間に不整合があるものについては、「エラー」への移行が進められます。移行にあたっては、関係機関への影響や制度改正・報酬改定の影響を考慮し、段階的に進められていきます。

これにより、「警告」ではあるものの支払が行われていた請求であっても、「エラー」移行後には支払が行われなくなります。

コード	エラーメッセージ
EE31	★受付:明細情報の「サービスコード」に該当する「サービス種類」が日数情報に存在していません
EE34	★受付:請求明細書の利用日数管理票の「原則日数の総和」が「対象期間(開始)」から「対象期間(終了)」の原則日数の合計を超えています
EE35	★受付:モニタリング日が設定されていません
EF21	★受付:集中支援加算と退院・退所月加算は同一月に算定できません
EF27	★受付:実績記録票に基準該当事業所で算定できない報酬が設定されています
EJ28	★受付:上限額管理結果票の項番1に上限額管理事業所以外が設定されています(相談支援事業所を除く)
EJ29	★受付:日数情報の「サービス開始日等・利用日数」が請求額集計欄の「サービス利用日数」の合計を超えています
EK49	★受付:重度障害者支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK50	★受付:福祉専門職員配置等加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK51	★受付:視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK52	★受付:初期加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK53	★受付:食事提供体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK54	★受付:医療連携体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK55	★受付:人員配置体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK56	★受付:常勤看護職員等配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK57	★受付:リハビリテーション加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK58	★受付:延長支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK59	★受付:夜勤職員配置体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています

EK60	★受付:夜間看護体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK61	★受付:入所時特別支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK62	★受付:地域生活移行個別支援特別加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK63	★受付:栄養マネジメント加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK64	★受付:夜間支援等体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK65	★受付:日中支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK66	★受付:通勤者生活支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK67	★受付:地域移行支援体制強化加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK68	★受付:看護職員配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK69	★受付:短期滞在加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK70	★受付:就労支援関係研修修了加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK71	★受付:就労定着支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK72	★受付:移行準備支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK73	★受付:重度者支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK74	★受付:就労移行支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK75	★受付:施設外就労加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK77	★受付:目標工賃達成指導員配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK78	★受付:短期利用加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK79	★受付:単独型加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK80	★受付:単独型加算(長時間)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK81	★受付:栄養士配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK82	★受付:特別重度支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK83	★受付:緊急短期入所体制確保加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK84	★受付:緊急短期入所受入加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK85	★受付:初回加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK86	★受付:集中支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています

EK87	★受付:退院・退所月加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK88	★受付:送迎加算(重度)の「回数」の合計が送迎加算の「回数」の合計を超えています
EK89	★受付:重度障害者支援加算(Ⅰ)(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が重度障害者支援加算(Ⅰ)の「回数」の合計を超えています
EK90	★受付:重度障害者支援加算(支援有り)の「回数」の合計が重度障害者支援加算(体制有り)の「回数」の合計を超えています
EK91	★受付:重度障害者支援加算(90日以内)の「回数」の合計が重度障害者支援加算(支援有り)の「回数」の合計を超えています
EK92	★受付:地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)の「回数」の合計が地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)の「回数」の合計を超えています
EK93	★受付:重度障害者支援加算(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が重度障害者支援加算の「回数」の合計を超えています
EK94	★受付:単独型加算(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が単独型加算の「回数」の合計を超えています
EK96	★受付:食事提供加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK97	★受付:人工内耳装用児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK98	★受付:児童指導員等加配加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
EK99	★受付:特別支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EQ01	★受付:保育職員加配加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EQ02	★受付:職業指導員加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
EQ03	★受付:重度障害児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
EQ04	★受付:重度重複障害児加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
EQ05	★受付:強度行動障害児特別支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
EQ06	★受付:幼児加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
EQ07	★受付:心理担当職員配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
EQ08	★受付:看護職員配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
EQ09	★受付:自活訓練加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EQ10	★受付:小規模グループケア加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
EQ11	★受付:乳幼児加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
EQ12	★受付:重度障害児支援加算(強度行動障害)の「回数」の合計が重度障害児支援加算の「回数」の合計を超えています
EQ13	★受付:強度行動障害児特別支援加算(90日以内)の「回数」の合計が強度行動障害児特別支援加算の「回数」の合計を超えています
EL03	★受付:請求明細書の「開始年月日」に「サービス提供年月」以降の年月が設定されています

EL04	★受付:請求明細書の「終了年月日」に「サービス提供年月」以前、または以降の年月が設定されています
EL05	★受付:請求明細書の「契約開始年月日」に「サービス提供年月」以降の年月が設定されています
EL07	★受付:請求明細書の「開始年月日」に「終了年月日」以降の年月日が設定されています
EL09	★受付:相談支援給付費請求書の「モニタリング日」が「サービス提供年月」と一致していません
EL10	★受付:請求明細書の「利用日数」が当該月の日数を超えています
EL12	★受付:請求明細書の「利用日数」「入院日数」「外泊日数」を合計した日数が当該月の日数を超えています
EL19	★受付:請求明細書の利用日数管理票の「対象期間(開始)」から「対象期間(終了)」の期間が3ヶ月以上1年以内ではありません
EL22	★受付:地域移行加算の「退所後算定日(年月日)」が「退所日(年月日)」以前、または30日を超えた日付となっています
EL23	★受付:「入院日数」が当該月の日数を超えています
EL24	★受付:「外泊日数」が当該月の日数を超えています
EL54	★受付:実績記録票の「退所日(年月日)」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています
EL56	★受付:請求明細書の「サービス提供年月」が利用日数管理票の対象期間外です
EL58	★受付:実績記録票の「退所後算定日(年月日)」が設定されている場合、「退所日(年月日)」の設定が必要です
EL72	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居後算定日」が「退居日」より過去、または30日を超えた日付となっています
EL75	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居日」が「サービス提供年月」の翌月以降です
EL76	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居後算定日」が設定されている場合、「退居日」の設定が必要です
EL86	★受付:実績記録票の「通所施設移行支援加算・算定日(年月日)」の年月が「サービス提供年月」と一致していません
PA30	★受付:生活訓練サービスの利用期間に応じた請求ではありません
PB57	★受付:福祉専門職員等連携加算を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始年月日から90日以内の年月であることが必要です
PB58	★受付:行動障害支援連携加算を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始年月日から30日以内の年月であることが必要です
PB74	★受付:事業所台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「基準該当事業所」のため、算定できません
PB75	★受付:事業所台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「指定事業所」、または「共生型サービス対象区分」が「非該当」のため、算定できません
PB76	★受付:精神障害者退院支援施設加算の「回数」の合計が当該月の日数を超えています
PB77	★受付:事業所台帳の「送迎加算の有無」が「有り」のため、送迎加算(Ⅰ)及び送迎加算(Ⅱ)は算定できません
PJ64	★受付:有期有目的(91～181日目)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から91～180日の年月であることが必要です
PJ65	★受付:有期有目的(最初の90日)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超えています

PJ66	★受付: 有期有目的(最初の90日)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から90日目の年月以前であることが必要です
PJ67	★受付: 有期有目的(91日目から181日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超過しています
PJ68	★受付: 有期有目的の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から180日目の年月以前であることが必要です
PJ69	★受付: 有期有目的(181日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算して181日目から月末までの日数を超過しています
PJ78	★受付: 有期有目的(181日目以降)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から181日目の年月以降であることが必要です
PJ89	★受付: 障害児施設台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「指定事業所」または「共生型サービス対象区分」が「非該当」のため算定できません
PJ90	★受付: 障害児施設台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「基準該当事業所」のため、算定できません
PK10	★受付: 有期有目的(最初の60日)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から60日目の年月以前であることが必要です
PK11	★受付: 有期有目的(最初の60日)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超過しています
PK12	★受付: 有期有目的(61～90日目)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から61～90日の年月であることが必要です
PK13	★受付: 有期有目的(61日目から90日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超過しています
PS28	★受付: 実績記録票の「開始時間」の形式が不正です
PS33	★受付: 実績記録票の「終了時間」の形式が不正です
PS39	★受付: 補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、食費の単価の設定が必要です
PS40	★受付: 補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、光熱水費の単価の設定が必要です
PS47	★受付: 実費算定の合計の「各小計 食事(円)」が食費を算定した日の金額を合計した値と一致していません
PS48	★受付: 実費算定の合計の「各小計 光熱水費(円)」が光熱水費を算定した日の金額を合計した値と一致していません
PS49	★受付: 実績記録票の「実費合計額(円)」が「各小計 食事(円)」と「各小計 光熱水費(円)」を合計した値と一致していません
PS51	★受付: 実績記録票の入所時特別支援加算の「当月算定日数(日)」と「利用開始日(年月日)」及び「30日目(年月日)」の関係が不正です
PS56	★受付: 実績記録票の初期加算の「30日目(年月日)」が「利用開始日(年月日)」から30日目の日付と一致していません
PS64	★受付: 実績記録票の提供実績の合計の「施設外支援 累計(日/180日)」が180日を超過しています
PS66	★受付: 実績記録票の「訪問型 1時間未満(回)」が「提供形態」が「訪問型」の明細合計と一致していません
PS67	★受付: 実績記録票の「訪問型 1時間以上(回)」が「提供形態」が「訪問型」の明細合計と一致していません
PS78	★受付: 実績記録票の重度包括の「短期入所合計日数」がサービス内容が「短期入所」の明細合計と一致していません
PS79	★受付: 「その他サービス合計時間数」がサービス内容が「共同生活介護」、「共同生活援助」、「短期入所」以外の明細合計と一致していません
PS83	★受付: 実績記録票の重度包括の「1日計」が同一日の重度包括の「単位数」を合計した値と一致していません

PS88	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「帰宅時支援加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えています
PS90	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「実績 家庭連携加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えています
PS94	★受付:実績記録票の初期加算の「当月算定日数(日)」と「利用開始日(年月日)」及び「30日目(年月日)」の関係が不正です
PS99	★受付:実績記録票の入所時特別支援加算の「30日目(年月日)」が「利用開始日(年月日)」から30日目の日付と一致していません
PT26	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「入院時支援特別加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えています
PT27	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「訪問支援特別加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えています
PT31	★受付:実績記録票の重度包括の「適用単価」が既定の単価と一致していません
PT38	★受付:実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」以外の場合、「入院時支援特別加算(サービス提供回数)」は設定できません
PT47	★受付:実績記録票の訪問支援特別加算について、提供時間数と算定時間数の関係が不正、または欠席時対応加算と同一日に算定されています
PT55	★受付:補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、「補足給付額(円/日)」の設定が必要です
PT61	★受付:実績記録票の「家庭連携加算(算定時間数)」と「家庭連携加算(提供時間数)」の関係が不正です
PT80	★受付:「サービス提供の状況」が「欠席(欠席時対応加算)」の件数が算定可能回数を超えています
PU04	★受付:体験利用加算が算定可能回数を超えています
PU05	★受付:体験宿泊加算が算定可能回数を超えています
PU08	★受付:実績記録票の「送迎加算 往」が設定されている場合、「提供形態」に「通所型」以外は設定できません
PU09	★受付:実績記録票の「送迎加算 復」が設定されている場合、「提供形態」に「通所型」以外は設定できません
PU37	★受付:重度包括の「共同生活援助合計日数」が明細欄の共同生活援助の提供日を合計した日数と一致していません
PU48	★受付:「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしている明細が存在しています
PU50	★受付:同じ「サービス内容」、「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超えています
PU52	★受付:同じ「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超えています
PU54	★受付:「算定時間数」が算定できる最大の時間を超えています
PU55	★受付:「算定時間数」が算定できる最大の時間となっていますが「開始時間」と「終了時間」から算出した時間が算定できる最大の時間未満です
PU57	★受付:同じ「提供通番」で「移動」が「算定時間数」を超えています
PU59	★受付:「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過している明細が存在しています
PU98	★受付:体験利用加算Ⅰが算定可能回数を超えています
PU99	★受付:体験利用加算Ⅱが算定可能回数を超えています

PP10	★支給量:請求明細書の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「合計 算定日数(日)」と一致していません
PP13	★支給量:明細書の家庭連携加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 家庭連携加算(回)(算定回数)」と一致していません
PP16	★支給量:請求明細書の「実費算定額」が実績記録票の実費算定の合計の「実費合計額(円)」と一致していません
PP17	★支給量:請求明細書の地域移行加算の「回数」の合計が実績記録票の地域移行加算の入所中算定・退所後算定の回数と一致していません
PP18	★支給量:明細書の訪問支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「訪問支援特別加算(回)(算定回数)」と一致していません
PP22	★支給量:請求明細書の食事提供加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「食事提供加算(回)」と一致していません
PP23	★支給量:請求明細書の入院時支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の「入院時支援特別加算(回)(算定回数)」と一致していません
PP24	★支給量:明細書の帰宅時支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「帰宅時支援加算(回)(算定回数)」と一致していません
PP25	★支給量:請求明細書の自立生活支援加算の「回数」の合計が実績記録票の自立生活支援加算の入居中算定・退居後算定の回数と一致していません
PP28	★支給量:請求明細書の初期加算の「回数」の合計が実績記録票の初期加算の「当月算定日数(日)」と一致していません
PP30	★支給量:請求明細書の自立訓練の通所型の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「通所型(回)」と一致していません
PP32	★支給量:請求明細書の入所時特別支援加算の「回数」の合計が実績記録票の入所時特別支援加算の「当月算定日数(日)」と一致していません
PP34	★支給量:請求明細書の自立訓練の訪問型(1時間未満)の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型 1時間未満(回)」と一致していません
PP35	★支給量:請求明細書の自立訓練の訪問型(1時間以上)の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型 1時間以上(回)」と一致していません
PP38	★支給量:請求明細書の日中支援加算の「回数」の合計が実績記録票の日中支援加算の算定回数と一致していません
PP39	★支給量:重度訪問介護の移動介護分の回数が実績記録票と請求明細書で一致していません
PP41	★支給量:請求明細書の入院・外泊時加算の「回数」の合計が実績記録票の入院・外泊時加算の算定回数と一致していません
PP46	★支給量:請求明細書の欠席時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の欠席時対応加算の算定回数と一致していません
PP48	★支給量:請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定回数の合計と一致していません
PP51	★支給量:請求明細書の特定障害者特別給付費の「給付費請求額」の合計が助成上限額(10,000円)を超えています
PP55	★支給量:地域移行集中支援加算を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」が6日以上であることが必要です
PP56	★支給量:地域移行退院・退所月加算を算定する場合、実績記録票の地域移行加算の「退所日(年月日)」の設定が必要です
PP59	★支給量:請求明細書の地域移行の「回数」の合計が「1」以上の場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「2」以上であることが必要です
PP61	★支給量:請求明細書の授業後に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の授業の終了後に行う場合の算定回数と一致していません
PP62	★支給量:請求明細書の休業日に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の休業日に行う場合の算定回数と一致していません
PP63	★支給量:請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅰの算定回数と一致していません

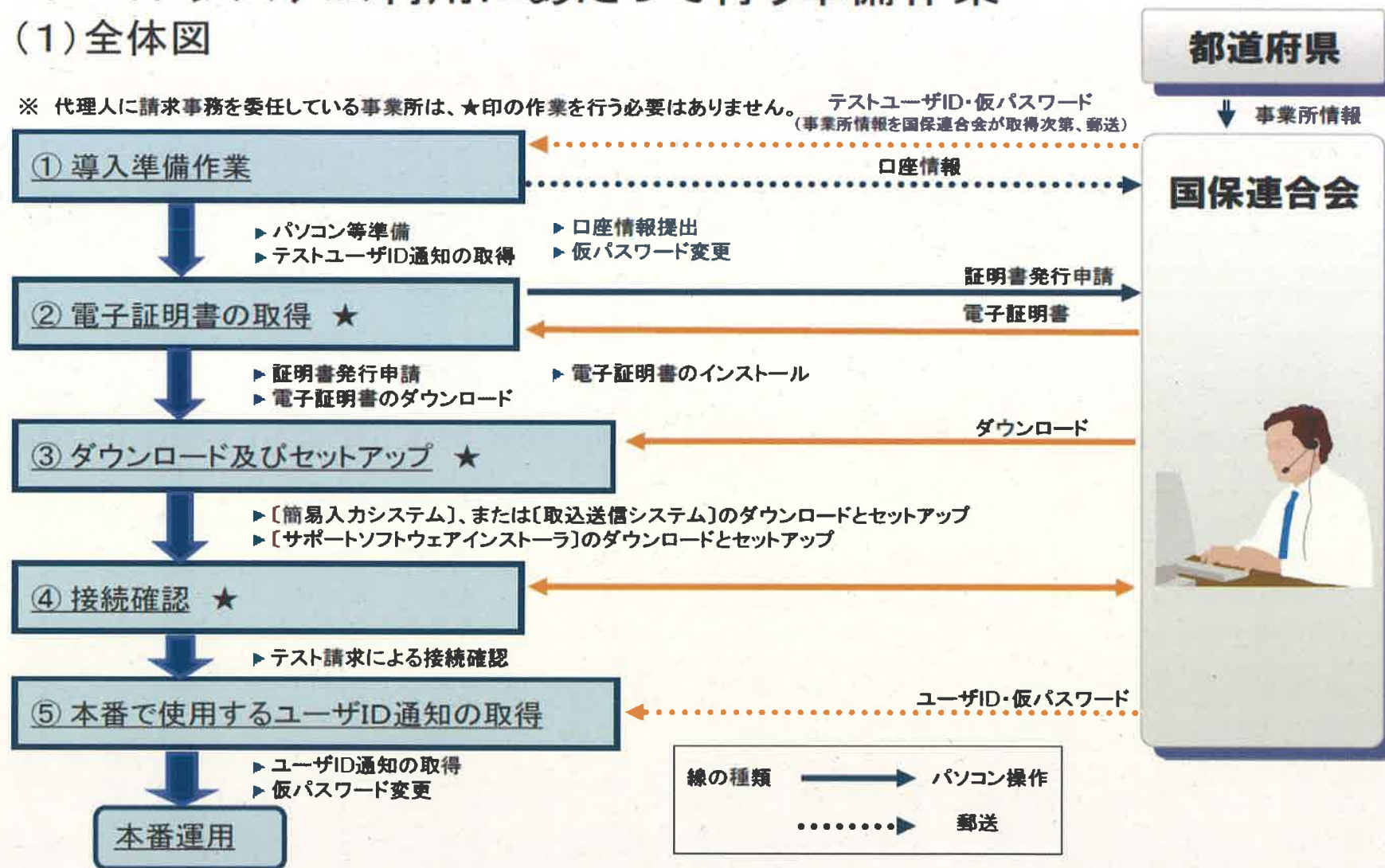
PP64	★支給量:請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅱの算定回数と異なります
PP65	★支給量:請求明細書の夜間支援等体制加算の「回数」の合計が実績記録票の夜間支援等体制加算の算定回数と一致していません
PP68	★支給量:共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)に対応した共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)がありません
PP69	★支給量:受託居宅サービスの提供日と同一日の提供実績が共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)にありません
PP91	★支給量:生活介護サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
PP92	★支給量:就労移行支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
PP93	★支給量:就労継続支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
PQ22	★支給量:児童発達支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
PQ23	★支給量:医療型児童発達支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
PQ24	★支給量:放課後等デイサービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
PQ25	★支給量:保育所等訪問支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています

II 電子請求受付システム利用にあたって行う準備作業

4-1. システム利用にあたって行う準備作業

(1) 全体図

※ 代理人に請求事務を委任している事業所は、★印の作業を行う必要はありません。 テストユーザID・仮パスワード
(事業所情報を国保連合会が取得次第、郵送)



※国保連合会からテストID通知が送付される前に、口座情報を国保連合会へ提出した場合は、テストIDと本番ID通知を同時に取得できます。

III 電子請求受付システム等に関するお問い合わせ

■ 電子請求受付システムのアドレス(URL:Uniform Resource Locator)

<http://www.e-seikyuu.jp/> (電子請求受付システムの総合窓口)

上記アドレスより、電子請求を開始するまでの準備作業(ログイン/パスワード変更/マニュアルの取得方法等)を記載した資料「電子請求をはじめる前に」が取得できます。

取得方法につきましては、以下の手順で行います。

- ① 【電子請求受付システム総合窓口】画面で  をクリックします。
- ② ログイン前の【お知らせ一覧】画面が表示されます。画面左上にある  をクリックし、取得します。

■ 電子請求受付システム及び簡易入力システム又は取込送信システムに関するお問い合わせ

◆ 国保中央会電子請求ヘルプデスクへのお問い合わせの前に…

- ① 各マニュアル記載のトラブルシューティングを確認してください。
- ② 電子請求受付システムの【FAQ】画面から検索しよく似た質問を確認してください。
- ③ 上記の確認を行っても解決しない場合は、下記「障害者総合支援電子請求ヘルプデスク」へお問い合わせください。

《障害者総合支援電子請求受付システムヘルプデスク》

- メールでのお問い合わせ E-mail : mail@support.e-seikyuu.jp (「問い合わせ票」に必要事項を記入のうえ、メールに添付してください。)

※「問い合わせ票」につきましては、電子請求受付システムの「FAQ」よりダウンロードできます。

- TEL : 0570-059-403(毎月1～10日は、つながりにくくなることが予測されますのでメール、FAXでのお問い合わせにご協力をお願いします。)

- FAX : 0570-059-433